

VIII 教職課程について

1 教職課程

教職課程とは、教育職員免許法に基づく教員免許状を取得して、教員となる資格を得るための課程です。本学では、教員免許状取得のための科目を開設しており、教育職員免許法（第5条別表第1）に定められた基礎資格（学士）に加えて、次の要件を満たし、所定の手続きを行うことによって、中学校教諭一種免許状（美術）・高等学校教諭一種免許状（美術）を取得できます。

2 基礎資格及び修得が必要な単位

		免許状の種類	
		中学校	高等学校
		一種	一種
基礎資格		学士の学位を有すること	学士の学位を有すること
最低修得単位数	教科及び教科の指導法に関する科目	28	24
	教育の基礎的理解に関する科目	10	10
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	12	10
	教育実践に関する科目	7	5
	大学が独自に設定する科目	4	12
	教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	8	8

注1

「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち、「各教科の指導法」に係る授業科目について、「中学校」は8単位以上、「高等学校」は4単位以上修得するものとする。

注2

「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」のうち、「道徳の理論及び指導法」に係る授業科目について、「中学校」は2単位以上履修するものとする。なお、「高等学校」は履修しても対象とならない。

注3

「大学が独自に設定する科目」について、上記表中の「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」又は「教育実践に関する科目」若しくは後記4〔3〕に定める科目を履修することによるものとする。

3 教職課程履修手続き

本学所定の「履修登録」により、当該課程を修得するために必要な授業科目を履修登録締切日までに行ってください。履修登録及び教職課程費の納入をもって登録となります。1年次より計画的に履修することをおすすめします。2年次までに履修を開始しない場合、卒業時に免許状を取得することが難しくなる場合があります。

また、教職課程を取り下げる場合は、教職課程研究室にて必要な手続きを行ってください。なお、一度納入された費用は、原則として返還できません。

4 本学で開設している科目

[1] 教科及び教科の指導法に関する科目

(中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状)

□ (「工芸」)は高校一種では該当しない。

施行規則に定める科目区分等		授 業 科 目	単 位 数			配当年次	備 考			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項		必修	選・必	選択					
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	絵 画 (映像メディア表現を含む。)	絵画	2			1	左記の各区分から1科目合計8単位(高校は6単位履修すること。)		
			小計	2						
		彫 刻	彫刻	2					1	
			小計	2						
		デザイン (映像メディア表現を含む。)	デザイン	2					1	
			小計	2						
		工 芸	造形表現(工芸)	2					1・2	
			小計	2						
			総合美術論	2					1	左記から必修科目12単位を含む18単位以上を履修すること。
			美学概論		2				1・2	
			色彩論	2					1・2	
			造形図法		2				1・2	
			絵画論		2				1・2	
			現代美術論		2				3・4	
			近代デザイン史		2				1・2	
		デザイン論	2				1・2			
		映像論		2			2・3			
		絵本論		2			1・2			
		工芸論		2			3・4			
		西洋美術史Ⅰ	2				1			
		西洋美術史Ⅱ		2			1・2			
		西洋工芸史		2			3・4			
		日本美術史Ⅰ	2				1・2			
		日本美術史Ⅱ		2			1・2			
		東洋美術史	2				1・2			
		小計	12	22						
		教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目								
	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	美術教育論	2				3・4	卒業要件単位に通算される。		
		美術科教育法Ⅰ	2				3			
		美術科教育法Ⅱ		4			3	中免必修		
		小計	4	4						

注 「日本美術史Ⅰ」及び「東洋美術史」は、卒業要件では選択必修科目であるが、教職課程履修者はいずれの科目も必修となります。
「美術科教育法Ⅱ」は「教育学概論」「教職入門」「教育制度論」の単位を1・2年次に修得していなければ履修できません。

[2] 教育の基礎的理解に関する科目等

(中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状)

□ は高校一種では該当しないもの。

施行規則に定める科目区分等			授 業 科 目	単 位 数			配当年次	備 考
科目	各科目に含めることが 必要な事項	単位数		必修	選・必	選択		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	中：10 高：10	教育学概論	2			1・2	左記から、12単位以上を履修すること。
			教育哲学			2	3・4	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む)		教職入門	2			1・2	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む)		教育制度論	2			1・2	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2			3・4	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育	2			2	
	教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む)		教育課程編成論	2			2	
生徒指導、総合的な学習の時間に関する科目	道徳の理論及び指導法	中：12 高：10	道徳教育の指導法	2			3	中免必修
	総合的な学習(探求)の時間の指導法		特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2			2	左記から、12単位以上(高校は10単位以上)を履修すること。
	特別活動の指導法		教育方法論	2			3	
	教育の方法及び技術		ICT活用の理論と実際	2			2	
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		生徒・進路指導の理論と方法	2			3	
	生徒指導の理論及び方法		教育相談	2			3	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法							
教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む)の理論及び方法								
教育実践に関する科目	教育実習	中：5 高：3	教育実習Ⅰ	3			4	中免必修
			教育実習Ⅱ		2		4	
	学校体験活動							
	教職実践演習	2	教職実践演習 (中・高)	2			4	

注 「教育実習Ⅰ」は「美術科教育法Ⅱ」の単位を3年次に修得していなければ履修できません。

「教育実習Ⅱ」は「美術科教育法Ⅱ」の単位を3年次に修得していなければ履修できません。

[3] 大学が独自に設定する科目

(中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状)

施行規則に定める科目区分	単位数	授業科目	単位数			配当年次	備考
			必修	選・必	選択		
大学が独自に設定する科目	中：4 高：12	教養演習		2		3・4	P28 ページの表欄外の注3に記載するとおり履修すること。
		キャリアデザインⅡ		2		1・2	
		ボランティア講座		2		全学年	

注 「ボランティア講座」は、介護等体験に該当するため、中学校教諭一種免許状取得希望者は、原則として介護等体験に参加する年度に履修すること。

[4] 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

施行規則に定める科目	最低修得単位数	授業科目	単位数	履修方法
日本国憲法	2	日本国憲法	2	必修
体育	2	体育	2	必修
外国語コミュニケーション	2	コミュニケーション英語	2	2単位選択必修
		総合英語	2	
		フランス語Ⅰ	2	
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	情報処理概論	2	2単位選択必修
		コンピュータリテラシー	2	

5 介護等体験

[1] 介護等体験とは

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（介護等体験特例法）」により、小学校・中学校の教諭の免許を取得するにあたり、社会福祉施設で5日間、特別支援学校で2日間、計7日間の介護等体験が義務づけられている。

[2] 対象者

中学校教諭一種免許状取得希望者。

[3] 本学で開設している科目

「ボランティア講座」（配当年次全学年 2単位）を開設しており、卒業単位として含まれる。中学校教諭一種免許状取得希望者は、原則「ボランティア講座」を履修すること。

[4] 介護等体験証明書

体験終了時に、体験先社会福祉施設、特別支援学校が発行する。原則として再発行されない。なお、証明書は教員免許状申請時にも使用するため、各自大切に取り扱い、保管すること。

6 教育実習

教育実習の履修については、3年次のガイダンス後に「教育実習願」を提出してください。後日、当該願をもとに希望者に対して選考を行います。その際、次のいずれかに該当する学生には実習を許可しない場合があります。

- (1) 3年次までの履修科目中に再履修科目のある学生
- (2) 3年次までに履修する教職課程科目の成績が不良の学生
- (3) 欠席の多い学生
- (4) 教員採用試験(含私学)を受験する意思のない学生

7 教員免許状申請

教員免許状は都道府県教育委員会が発行します。教員免許状申請には、「一括申請」と「個人申請」の2つの方法があります。

[1] 一括申請

神奈川県教育委員会が定める事務手続きに従って、本学から神奈川県教育委員会に対して申請する方法です。この一括申請による免許状は神奈川県教育委員会より発行され、卒業と同時に授与されます。申請年度3月に卒業見込で、かつ教育職員免許法に定める所要資格を取得する見込の学生が対象となります。

[2] 個人申請

卒業後に各個人が、住民票のある都道府県の教育委員会に申請する方法です。申請から授与までに1～2ヶ月程かかります。教育委員会によって、必要書類や申請時期が異なるため、詳細は申請予定の都道府県の教育委員会のホームページを参照するなどして、直接確認してください。

8 卒業後の教員免許状に必要な単位の修得について

[1] 教員免許状関連科目の履修方法

在学中に必要な単位を修得できなかった場合、下記の方法で単位を修得することができます。

- ① 教育職員免許法認定通信教育を受講する
- ② 科目等履修生になる ※
- ③ 他大学へ正規生として入学する

※本学の科目等履修生制度希望者は学務課(教務)へ問い合わせてください。

[2] 在籍中に修得した単位の確認方法

「学力に関する証明書」により、教員免許状関連科目の単位修得状況が確認できます。証明書は、免許状の学校種別毎に1枚です。学務課(教務)宛てに、発行を請求してください。

9 諸費用

教員免許状取得に必要な費用の納入方法・支払時期は教職課程研究室より連絡しますので、遅滞なく納入してください。一度納入された費用は、原則として返還できません。なお、金額が変更となる場合がありますので注意してください。

- | | |
|----------------|---------------------------------|
| (1) 教職課程費 | 50,000 円 |
| (2) 教員免許状一括申請費 | 3,500 円 (免許状1枚毎。証明書発行手数料200円含む) |
| (3) 介護等体験費 | 10,475 円 |

※申請費用は予告なしに変更となる場合があります。